

制定日	2023年3月1日
改訂日	
版数	Ver.01

第1章 日本グラスフェッド規格 規格書

1 目的	
この規格は、家畜の牧草による飼養及び畜産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。	
2 定義	
用語	定義
家畜	牛、羊、山羊などの反芻動物をいう。ただし、畜産物の生産を目的として飼養される動物であること。
畜産物	この規格の基準に従い飼養された家畜から生産されたものをいう。
牧草	家畜の飼料として栽培される草をいう。
粗飼料	家畜に給与する飼料の中で、生草（牧草類、青刈飼料作物類、根果菜類、野草類、樹葉類）、サイレージ、乾草、わら類等をいう。ただし、穀物由来の穎果及び子実を除く。
グラスフェッド用自家生産飼料	畜産農家自らが、生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、当該規格「8. 放牧地」並びに「9. 採草地及び飼料畑」の基準に従い管理/生産された牧草、あるいは粗飼料をいう。
放牧地	家畜の放牧の目的に供されるものであって、家畜の餌となる牧草が生えている、あるいは草地管理されている土地をいう。
採草地	主として耕作又は養畜の事業のための採草の目的に供されるものをいう。
野草地	原野や山林、耕作放棄地等であって、草が自生する土地をいう。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
グラスフェッド飼養	この規格の基準に適合した飼養方法をいう。
飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。
肥育の最終期間	と殺直前の期間であって、3月間又は家畜の生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。
動物用医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の2に規定する動物用医薬品をいう。
動物用生物学的製剤	動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和36年農林省令第4号）第1条第1項に規定する生物学的製剤をいう。
要診察医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項に規定する毒薬、同条第2項に規定する劇薬及び獣医師法施行規則（昭和24年農林水産省令第93号）第10条の5に規定する医薬品をいう。
3 一般原則	
3.1	家畜の飼養に当たっては、該当する関係法令、飼育場の所在する地方自治体の定める条例及び労働安全衛生などを遵守し、最低限の社会的責任を果たすこと。
3.2	家畜の健康と福祉が確保されていること。
3.3	畜産物の安全性と品質が確保されていること。
3.4	環境に配慮した方法で計画及び運営されていること。
3.5	当該規格は、この基準に従って管理されなければならない。
4 生産システムの原則	
4.1	生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養すること、又はこれらの家畜から生産すること。
4.2	畜産における持続可能な飼養及び生産の方法を選択すること。

4.3	適切な予防的措置とリスクアセスメントを利用すること。
4.4	遺伝子組み換え生物並びにそれらから生産された製品を除外し、できる限り動物用医薬品の使用を避けること。
4.5	地域的、環境的、気候的、地理的な特性に対応して発展した適切な慣行の尊重。
5	牧草飼養の特定の原則
5.1	種を尊重した動物福祉の遵守、種の保存など、特定のニーズを尊重すること。
5.2	牧草給与及び放牧による飼養を基本とすること。
5.3	産まれる、又は導入からその後まで、牧草飼料で育った家畜から畜産物を生産すること。
5.4	農畜産環境の継続的な健全性を維持すること。
5.5	農業資源の保全と持続可能な開発からの飼料を用いた飼養であること。
6	牧草飼養の計画管理
6.1	動物福祉を遵守し、家畜の快適さが満たされていることを成長、生理学的、行動的ニーズで確認すること。飼育を担当する者は、家畜の健康と快適さを管理するために必要な知識と技術を有していなければならない。
6.2	家畜の年齢に適した健康的で栄養バランスの取れた給餌計画及び牧草地管理計画、並びに放牧管理計画、健康管理計画のほかに、外注管理、畜舎や搾乳施設などの設計、緊急事態対応（火災など）などの計画を明確にしなければならない。
6.3	運営による環境への影響/家畜の排せつ物等による土壌劣化及び水質汚濁を招かない方法で管理及び処理を行うこと。
6.4	牧草飼養プロセス全てにおいて、遺伝子組み換え作物又は、組換えDNA技術を利用した製品は使用してはならない。（農産物、飼料、添加物、加工助剤など）
6.5	生産行程の管理において、育成、輸送、と畜などを外部委託する場合にあっては、当該規格の7から10及び12から15の基準に適合する外注先を選定しなければならない。
7	畜舎及び搾乳施設
7.1	畜舎は、家畜の種固有の特性に対応できるよう次のように設計しなければならない。 1) 健康のために十分な飼育密度が保たれていること。（家畜1頭当たりの最低面積は別表2を参照） 2) 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 3) 適度な温度、湿度、通風、換気及び自然光による明るさが保たれる構造であること。 4) 床は平坦かつ滑らない構造であること。 5) 壁や床に、けがの原因となるような突起物がないこと。 6) 家畜が横臥することができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。 7) 原則として家畜が放牧地又はパドックに自由に入出りできる構造であること。ただし、家畜の安全が確保できない場合はこの限りではない。
7.2	畜舎及び搾乳施設の清掃・消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。清掃又は消毒に使用する薬剤は、別表1の資材に限る。
7.3	乳用牛及び乳用山羊にあっては、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤は、別表1の資材に限る。
8	放牧地
8.1	有機飼料の日本農林規格第4条に規定する有機飼料用農産物の基準を推奨する。
8.2	組換えDNA技術を用いて生産された種苗が播種又は植え付けされていないこと。
8.3	牧草又は粗飼料以外の種苗が播種又は植え付けされていないこと。
8.4	家畜が畜舎に自由に入出りできない場合にあっては、水飲み場や過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる立木、林又は施設を有していること。
8.5	傾斜地での土壌流失、家畜の水域侵入、水飲み場の汚濁などの防止を考慮した放牧地の適切な管理に努めること。
8.6	必要に応じて捕食者の侵入等についての対策を講じていること。
8.7	農薬を使用した場合は、30日間は放牧しないこと。ただし、グリホサート系除草剤、並びにネオニコチノイド系殺虫剤の使用は認めない。
8.8	放牧中に家畜が十分に採食できる牧草又は粗飼料が栽培されている、又は自生していること。
8.9	地域の自然、土壌、植生、草勢に応じた草資源の再生力を持続的に維持できる草地管理を行うこと。

8.10	家畜1頭当たりの最低面積を満たすこと。(別表3を参照)
9	採草地及び飼料畑
9.1	有機飼料の日本農林規格第4条に規定する有機飼料用農産物の基準を推奨する。
9.2	組換えDNA技術を用いて生産された種苗が播種又は植え付けされていないこと。
9.3	牧草又は粗飼料以外の種苗が播種又は植え付けされていないこと。
9.4	農薬を使用した場合、収穫までの期間は農薬ごとに定められた収穫前使用日数の2倍とすること。ただし、グリホサート系除草剤、並びにネオニコチノイド系殺虫剤の使用は認めない。
10	野草地(耕作放棄地を含む)
10.1	放牧地として利用を認める。ただし、10.2及び10.3の基準に適合すること。
10.2	穀物由来の植物が生えていないこと。
10.3	農薬を使用した場合は、30日間は放牧地として利用しないこと。ただし、グリホサート系除草剤、並びにネオニコチノイド系殺虫剤の使用は認めない。
11	家畜の由来
11.1	出生のときからその家畜を飼養する農場でこの規格の基準により生産・育成されているもの又はこの規格により認証マークが付されているもの。
11.2	11.1の家畜のほか、新たにグラスフェッド飼養に用いる家畜は、当該家畜の飼養を開始する前から当該農場において飼養されている家畜を対象とすることができる。この場合においては、次の期間以上グラスフェッド飼養しなければならない。 1) 肉用として飼養する牛は、12月間又は生存期間の4分の3のいずれかの長い期間 2) 乳用、又は繁殖用として飼養する雌牛は、6月間(これらの家畜を肉用に転用する場合は、転換開始から継続してと畜までの18月間) 3) 羊及び山羊は、6月間
11.3	11.1及び11.2の家畜の入手が困難な場合は外部導入を認めるが、家畜の来歴情報を明確にする記録を保持すること。 外部から導入する家畜は、次の条件を満たすこと。 1) 肉用として飼養する牛は、12月齢未満であること。 2) 乳用、又は繁殖用として飼養する雌牛は、未經産であること。 3) 羊及び山羊は、5月齢未満であること。
11.4	家畜の繁殖は、受精卵移植技術、組換えDNA技術を用いてはならない。(人工授精は認める。)繁殖のための発情周期の同調、病気(例えば繁殖障害)の治療などを目的として、獣医師の診断の下でホルモン剤の使用は認めるが、家畜の肥育の際の成長促進を目的として使用されるものは認められない。
12	放牧飼養
12.1	家畜の放牧は、地域の自然条件によって異なるが、放牧が可能な全期間、又は1年のうち少なくとも6月間以上行うこと。1日の放牧時間は、概ね8時間とする。
12.2	12.1の基準にかかわらず、次の期間にあっては、家畜を放牧せずに飼養できる。 1) 積雪、悪天候又は天災等により放牧が困難である期間 2) 牛にあっては、出生から6月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間 3) 羊及び山羊にあっては、出生から離乳するまでの期間 4) 雌牛にあっては妊娠8月から分娩までの期間 5) 羊及び山羊の雌にあっては、妊娠4月から分娩までの期間 6) 肥育の最終期間 7) 放牧することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間 8) 家畜の採食又は運動により、放牧地の維持管理に支障が認められる期間 9) 法令又は行政の要請により、放牧が禁止された期間、あるいは制限された期間
12.3	放牧は、放牧地及び野草地(耕作放棄地を含む)で行う。これらの土地は、この規格の基準により管理された土地であること。

13 飼料の給与

- 13.1 次の1)から6)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。
- 1) 牧草(当該規定の8、9、10の基準により採食又は生産されたもの)
 - 2) 牧草以外の粗飼料(当該規定の8、9、10の基準により採食又は生産されたもの)
 - 3) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであって、ミネラルの補給を目的とする飼料。ただし、当該飼料の入手が困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物を給与することができる。
 - 4) 化学処理を行っていない魚粉及び藻類(放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)ただし、飼料全体に占める割合が乾物重量換算で5%以下に限る。
 - 5) この項、1)及び2)の飼料以外の飼料(組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むもの、穀物由来の穎果及び子実、A飼料以外の飼料を除く。)を給与することができる。ただし、飼料全体に占める割合が乾物重量換算で15%以下に限る。
 - 6) 酵素又は微生物(組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)
 - 7) サイレージを生産し給与する場合にあっては、別表5のサイレージ調製用等資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)に限り使用することができる。
- 13.2 上記の飼料のうち1)及び2)が、給与飼料全体に占める割合の乾物重量換算で85%以上でなければならない。
- 13.3 グラスフェッド用自家生産飼料が、給与飼料全体に占める割合の乾物重量換算で50%以上でなければならない。
- 13.4 ほ育期間中の家畜にあっては、母乳を給与すること。ただし、給与する母乳が不足する場合は、母乳以外の天然の乳、又は代用乳(人工乳など)を給与することができる。ただし、代用乳に穀物由来の原材料及びホエーや乳製品以外の動物の副産物を含んではならない。

14 健康管理

- 14.1 疾病予防を目的として、病気に対する抵抗力の強化及び感染予防が図られるよう家畜の種類に応じた適切な飼養管理を行うこと。
- 14.2 家畜が傷病に罹患した場合、家畜が苦しむことのないよう、必要に応じて隔離し、迅速に治療すること。
- 14.3 動物用医薬品は次の場合しか使用できない。
- 1) 法令で使用が義務付けられている場合
 - 2) 特定の疾病又は健康上の問題が発生し(又は発生の可能性があつて)、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合(獣医師の処方により使用)。
 - 3) 動物用医薬品を使用する場合は、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を使用すること。
- 14.4 家畜の疾病予防のためにビタミン、ミネラル、動物用生物学的製剤(ワクチン)又は駆虫薬を使用できるが、それ以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。
- 14.5 14.3 3)の治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、使用にあっては、使用禁止期間・休薬期間を通常の2倍にすること。
- 14.6 飼料以外の成長又は生産の促進を目的とした物質を給与しないこと。
- 14.7 家畜を故意に傷つけないこと。ただし、適切な時期にできる限り苦痛を与えない方法によって行われる次の処置は認める。
- 1) 徐角や削蹄、断尾その他の家畜の安全又は健康のための処置
 - 2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置
 - 3) 外科的去勢
 - 4) 怪我や病気から回復の見込みがなく、痛みや苦しみを受けている家畜の安楽死

15 家畜の輸送、と殺、解体、受入、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理

- 15.1 家畜の捕獲又は輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。
- 15.2 と殺は、法令を遵守したと殺場で行うこと。できる限り家畜を意識の喪失状態にし、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行わなければならない。
- 15.3 この規格の基準に適合しない畜産物が混入しないように管理すること。
- 15.4 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。)によること。

- 15.5 15.4の方法では効果が不十分な場合には、次の資材に限り使用できる。ただし、畜産物への混入を防止しなければならない。
- 1) 有害動植物の防除を目的として、別表4の薬剤並びに食品及び添加物（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）を使用できる。
- 15.6 畜産物の貯蔵及び包装に使用する容器・包装資材は、食品安全衛生に適したものを選択すること。
- 15.7 放射線照射を行わないこと。
- 15.8 この規格の基準に基づき生産された畜産物が、動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。

16 認証マークの使用権限及び表示の方法

- 16.1 認証マークの使用は、当該規格の認証を受けた事業者に限る。
- 16.2 認証を受けた生産農家以外の、加工・製造、小分け業者などが認証マークを使用し流通・販売する場合は、原材料である畜産物の受入から加工・製造、小分け、包装にいたるプロセスがすべて適切に管理され、分別処理されていることを証明し、別途定める認証機関への取扱業者の登録手続きを経なければならない。この場合にあっては、15の管理の基準に適合すること。
- 16.3 認証マークの表示方法は、次のとおりとする。
- 1) シールに印刷し、商品自体、商品の容器・包装、納品書に貼付、表示する。
- 2) 商品の容器・包装に直接印刷し、表示する。
- 3) ポスター・チラシなどの販促物、名刺、ホームページ、看板などに表示する。
- 16.4 製品表示は、食品表示法の表示基準に従うこと。別途、商品名を表示する場合は、認証業者自身が作成した商品名「牧草〇〇」、「グラスフェッド〇〇」等を表示してもよい。

17 飼養の管理体制

17.1 一般

- (1) 生産農家又はそのグループは、この規格の要求事項を一貫して達成することに責任及び権限をもつ、管理責任者として、個人またはグループを特定しなければならない。
- (2) 管理責任者は、この規格を満たすための方針及び目標を確立し、認証範囲の全ての組織内で認知され、実行されることを確実にしなければならない。
- (3) 17.2から17.4の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備し、適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知していること。

17.2 文書及び記録の管理

- (1) グラスフェッド家畜の認証取得及び認証継続にあっては、以下の情報について文書化するとともに、運用の実態を記録し、管理の証拠として保持しなければならない。

- (1)
 - 1) 飼養関連施設（畜舎・搾乳施設、放牧地、採草地・飼料畑、飼料保管場など）の所在地
 - 2) 畜舎及び放牧地の家畜1頭当たりの面積
 - 3) と畜以降の関連施設（と畜場、加工場、製品保管場など）の所在地
 - 4) 上記、関連施設の配置
 - 5) 使用した機械・器具の名称及び管理方法
 - 6) 使用した飼料添加物の名称、使用時期、使用方法、使用量
 - 7) 施用した肥料・土壌改良資材の名称、施用時期、施用量、施用場所、資材の来歴・調達先
 - 8) 施用した農薬の種類及び名称、施用時期、施用した飼料作物名及び場所、施用量、調達先
 - 9) 家畜の由来
 - ① 牛にあっては、牛トレーサビリティ制度に基づき公表されている個体識別情報
 - ② 牛以外の家畜にあっては、個体識別又は群の識別情報
 - 10) 個体又は群別の飼養履歴
 - ① グラスフェッド飼養を開始した年月日
 - ② 給与した飼料の名称、給与年月日、給与量、給与場所
 - ③ 放牧の期間と1日の放牧時間
 - ④ 放牧場所と放牧方法
 - ⑤ 去勢等の外科的処置の実施内容及び方法
 - ⑥ 治療履歴と使用した動物用医薬品の種類及び名称、使用年月日、使用方法、使用量
 - ⑦ 繁殖方法
 - 11) 家畜排せつ物の管理方法
 - 12) 家畜の輸送方法
 - 13) 搾乳の方法

- (2) グラスフェッド飼養の管理記録が、当該生産荷口に係るものであることが確認できること。
- (3) 出荷する製品のトレーサビリティが適正に行われ、情報開示ができること。
- (4) 当該生産に係る記録は、少なくとも製品の出荷から2年間は保持しなければならない。

別表1 畜舎の清掃又は消毒用薬剤

石けん、石灰乳、消石灰、生石灰、アルコール類、フェノール類、オルソ剤、ヨウ素剤、ホルムアルデヒド、グルタルアルデヒド、クロルヘキシジン、逆性石けん、両性石けん、塩素剤、過酸化水素水、水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム、搾乳施設のための洗浄及び消毒製品、炭酸ナトリウム、その他の植物由来製品

別表2 畜舎の最低面積

家畜の種類	家畜1頭当たりの畜舎の最低面積
肉用として飼養する牛（10月齢を超えるものに限る）	5.0㎡
乳用として飼養する牛（10月齢を超えるものに限る）	4.0㎡（繋ぎ飼いの場合にあつては1.8㎡）
繁殖用として飼養する雌牛（10月齢を超えるものに限る）	3.6㎡（繋ぎ飼いの場合にあつては1.8㎡）
羊及び山羊（成畜に限る）	2.2㎡

(注)「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。
「繋ぎ飼い」とは、畜舎内で家畜を1頭ずつけい留具でけい留して飼養する飼養方式をいう。

別表3 放牧地の最低面積

家畜の種類	家畜1頭当たりの放牧地の最低面積
牛（10月齢を超えるものに限る）	30a
羊及び山羊（成畜に限る）	10a

(注)「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

別表4 薬剤

薬剤	基準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カリウム石鹼(軟石鹼)	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

別表5 サイレージ調製用等資材

海塩、岩塩、酵母、酵素、ホエイ、砂糖製品、蜂蜜、乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌、プロピオン酸菌、天然の酸(乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌又はプロピオン酸菌から作られたものに限る。)
--